

# 令和3年度 「スマート農業実証プロジェクト」 追加Q&A(よくあるご質問)について

〔内容は本資料公表時点のものであり、  
今後の予算成立までの過程で変わりうるものです。〕

令和3年1月25日  
農林水産省

## [事業全般に係るご質問] ※赤字が新たに追加したものです。

- Q1 説明資料『令和3年度「スマート農業実証プロジェクト」』に掲載されたQ2に関して、「水稻のみを対象とした生産技術の導入を主な目的とした取組は対象となりません。」ということですが、輸出やスマート商流をテーマとして、輸出用米や酒米の生産を実証する場合も対象外ということですか。 1
- Q2 説明資料『令和3年度「スマート農業実証プロジェクト」』に掲載されたQ3に、「機械・備品費の総額が1億円を超えるような場合は、普及可能性などを勘案し、原則として対象となりません。」とありますが、複数の経営体がコンソーシアムに参画する場合、1経営体あたりの機械・備品費が1億円を超えなければよいのですか。 1
- Q3 シェアリング等の新サービスや防災・減災等の地域ぐるみでの取組について、複数の生産者がコンソーシアムに参画する場合、すべての生産者について、経営データの提出が必要ですか。 1
- Q4 実証グループから農研機構には、具体的にどういったデータを提出する必要がありますか 2
- Q5 今回の公募要領で示されたAI・データ契約GLチェックリストは、農林水産省知的財産課のHPに掲載されているものと若干表現が異なっている部分がありますが、チェックリストを変更した理由は为什么呢。 2  
また、知的財産課のチェックリストは、農業者が自ら確認するものですが、今回のチェックリストは、コンソーシアムが農業者の同意を得るものとなっており、扱いが変更された理由は何でしょうか。  
また、チェックリストは農業者等の直筆署名を付して実績報告時に提出となっていますが、この署名は、事業が始まる前にもらっておく必要がありますか。
- Q6 e-Radにおいて応募する際に、提出が必要な書類は何ですか。 3
- Q7 実績報告の際に「AI・データ契約GLチェックリスト」を提出することになりますが、使用予定のシステムサービスの利用規約等がガイドライン準拠のものであるべき対象期間は、いつからになりますか。 3  
また、応募時においては、使用予定のシステムサービスについてガイドライン準拠の適否については判断せず、実績報告時にチェックリストで判断するというのでしょうか。

- Q8 「AI・データ契約GLチェックリスト」に基づきチェックする際の注意点はありますか。 4
- Q9 複数の実証テーマを選択して実証に取り組む場合、主として取り組む実証テーマのテーマ別必須機関のみ実証グループに参画していればよろしいでしょうか。 4  
また、一つの実証テーマに対し、複数のテーマ別必須機関を参画させてもよろしいでしょうか。

## [実証テーマに係るご質問] ※赤字が新たに追加したものです。

- Q1 【新サービス】 地域の中核的な生産者（実証農家）が、自らスマート農機を利用するのと併せて、シェアリング等の新サービスを行うようなビジネスモデルを想定している場合、「生産者」と「サービス事業者」が同一主体となりますが、問題ありませんか。 5
- Q2 【新サービス】 令和元年度から令和2年度のスマート農業実証プロジェクトで導入した機械等について、令和3年度からの実証でシェアリングを行うことは可能ですか 5
- Q3 【新サービス】 生産者のニーズによって様々なスマート農機の提供を行うようなビジネスモデルの実証など、複数パターンの技術体系での実証が想定される場合、どのように効果を検証すればよいですか。 6
- Q4 【スマート商流】 流通段階の実証を行う場合、リモート化による人と人との接触機会の低減を狙いとして、輸送用自動車の自動運転（無人運転）の実証を行うことは可能ですか。 6
- Q5 【新サービス】 スマート農機以外の機器について、例えば、広域的なシェアリングに必要となるスマート農機の運搬用トラック等、実証に必要不可欠なものは、レンタル、リースでの調達が認められますか。 7

# Q&A(1) 事業全般に係るご質問

Q1 説明資料『令和3年度「スマート農業実証プロジェクト」』に掲載されたQ2に関して、「水稻のみを対象とした生産技術の導入を主な目的とした取組は対象となりません。」ということですが、輸出やスマート商流をテーマとして、輸出用米や酒米の生産を実証する場合も対象外ということですか。

A1 水稻のみを対象とした生産段階における先端技術の実証については、すでに多数の地区で実証しているため、輸出を含め、用途にかかわらず対象としないこととしております。なお、流通コストの分析や市場とのデータ連携等の流通・消費とリンクした技術や、防災・減災面での湛水効果の把握等、生産技術以外の実証に取り組む場合であれば、当該実証に必要な範囲に限り、対象品目が水稻のみであっても対象となり得るものと考えております。

Q2 説明資料『令和3年度「スマート農業実証プロジェクト」』に掲載されたQ3に、「機械・備品費の総額が1億円を超えるような場合は、普及可能性などを勘案し、原則として対象となりません。」とありますが、複数の経営体がコンソーシアムに参画する場合、1経営体あたりの機械・備品費が1億円を超えなければよいのですか。

A2 本事業は、経営効果を把握するための技術実証を行い、その社会実装につなげていくことを主な目的としていることから、複数の経営体に機械等を導入する場合でも、原則として、過度に事業規模の大きい取組は対象としないこととしております。  
このため、複数の経営体が参画される場合、事業の目標に照らして、その必要性（営農条件や技術の活用方法の違いに着目し、導入効果を検証する必要があること等）について、十分精査していただいた上、課題全体で機械・備品費の総額が1億円を超えないこととしていただくようお願いいたします。

Q3 シェアリング等の新サービスや防災・減災等の地域ぐるみでの取組について、複数の生産者がコンソーシアムに参画する場合、すべての生産者について、経営データの提出が必要ですか。

A3 生産者の経営に係るデータについては、導入した技術体系ごとに中心的な実証を行う農業者（1戸以上）を選定し、その経営分析に必要な投下労働や収支(収益・費用)等のデータ（公募要領別紙2表1）を提出していただきます。

一方で、政策テーマによる効果の把握に必要となるものの、上記の経営データの提出の対象としない生産者（例えば、シェアリング等のケースで農機等を共同利用する経営体や防災・減災等の効果を把握するため、同一水系で農業用水を利用する生産者等）については、政策効果の検証のために必要なデータのみ（公募要領別紙2表2）ご提出ください。

## Q&A(2) 事業全般に係るご質問

Q4 実証グループから農研機構には、具体的にどのようなデータを提出する必要がありますか。

A4 提出いただくデータには、①全実証テーマに共通する事項と、②実証テーマごとに取得いただく事項があります。

①については、生産者の経営に係るデータ（実証ほ場と他のほ場（慣行）別の投下労働や収支に関するデータ等）です。

②については、例えば「輸出」をテーマとする実証については、輸出実績、輸出先から求められている品質要件や出荷規格、輸出先までの商流・物流ルートと輸送時間、輸送経費等になります。

詳細につきましては、公募要領「第13 データの収集・提供」及び別紙2表1、表2または本Q&Aの「（参考）収集が必要なデータ」をご参照ください。なお、各実証グループの目標に応じて、より詳細なデータの提出をお願いする場合があります。

また、上記とは別に、実証グループで設定した目標を達成・検証するために必要なデータを設定し、取得・解析いただく必要があります。こちらは公募要領別紙2表3をご参照ください。

Q5 今回の公募要領で示されたAI・データ契約GLチェックリストは、農林水産省知的財産課のHPに掲載されているものと若干表現が異なっている部分がありますが、チェックリストを変更した理由は为什么呢。

また、知的財産課のチェックリストは、農業者が自ら確認するものですが、今回のチェックリストは、コンソーシアムが農業者の同意を得るものとなっており、扱いが変更された理由は何でしょうか。

また、チェックリストは農業者等の直筆署名を付して実績報告時に提出となっていますが、この署名は、事業が始まる前にもらっておく必要がありますか。

A5 知的財産課が掲載しているAI・データ契約GLチェックリストは補助事業を念頭にしていますが、今般、委託研究事業の内容に沿って変更している部分があります。

補助事業の場合は、農業者が主体的に機種等を選定して購入することになりますが、本事業の場合はコンソーシアムが機種等を選定して機器の実証等を行うことが通例であるため、メーカーやコンソーシアムの代表機関と生産者の間で、予め機種等について話し合いをしていただき、生産者の方に同意していただきたいという趣旨を踏まえ、記述を変更しております。

なお、チェックリストの報告は実績報告時ですが、後のトラブルを避けるため、同意自体は実施前に得ていただくようお願いいたします。

## Q&A(3) 事業全般に係るご質問

Q6 e-Radにおいて応募する際に、提出が必要な書類は何ですか。

A6 応募の際に提出していただく書類は、「実証課題提案書」及び「データマネジメント企画書」になります。「AI・データ契約GLチェックリスト」につきましては、応募の際にご提出いただく必要はありませんが、実績報告の際に提出していただき、確認をさせていただきます。

なお、e-Radにおいて応募書類のアップロードをした後、事務代表者に締め切り時間までに「承認」の処理をしていただく必要があります。承認の処理後、e-Radの状態が「配分機関処理中」の状態になっているか、ご確認ください。

また、e-Radにアップロードできるファイルの最大容量は10MBとなりますので、ご注意ください。

Q7 実績報告の際に「AI・データ契約GLチェックリスト」を提出することになりますが、使用予定のシステムサービスの利用規約等がガイドライン準拠のものであるべき対象期間は、いつからになりますか。

また、応募時においては、使用予定のシステムサービスについてガイドライン準拠の適否については判断せず、実績報告時にチェックリストで判断するということでしょうか。

A7 期間の開始日につきましては、農業者の方が契約をし、実際に当該システムサービスの利用を開始される日からとなります。

また、チェックリストの趣旨ですが、農業者の方にガイドラインに準拠していることの説明、準拠していない場合はその違いの説明をした上で、データを提供していただくことの同意を得ていただきたいというものです。

当該システムがすでにガイドラインに準拠しているようでしたら、その旨農業者の方に説明をし、同意を得ていただければ問題ありません。

なお、実証グループ全体で当該システム以上のデータについて取り扱われる場合は、受託者（代表機関）から、その部分について説明していただき、同意を得ていただきますようお願いいたします。

実績報告の際にチェックリストを提出していただき、同意を得ていただけているか確認をいたしますが、同意につきましては、確実に事業の実施前に得ていただくよう、お願いいたします。

## Q&A(4) 事業全般に係るご質問

Q8 「AI・データ契約GLチェックリスト」に基づきチェックする際の注意点はありますか。

A8 実証グループに対し農業者の方から提供されるデータの利用全体について、受託者（代表機関）がガイドラインに準拠しているか否かチェックリストで確認をお願いいたします。その際、データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等に定めがあることが必要となります。そのシステムサービスの利用契約時に含まれていない事項については、追加的に同意を得るという方法でも差し支えありません。

Q9 複数の実証テーマを選択して実証に取り組む場合、主として取り組む実証テーマのテーマ別必須機関のみ実証グループに参画していればよろしいでしょうか。

また、一つの実証テーマに対し、複数のテーマ別必須機関を参画させてもよろしいでしょうか。

A9 複数の実証テーマを選択される場合は、それぞれの実証テーマで設定しているテーマ別必須参画機関全てが実証グループに参画するようにしてください。

また、一つの実証テーマに対し、複数のテーマ別必須参画機関が参画されても差し支えありません。

# Q&A(5) 実証テーマに係るご質問

Q1 【新サービス】 地域の中核的な生産者（実証農家）が、自らスマート農機を利用するのと併せて、シェアリング等の新サービスを行うようなビジネスモデルを想定している場合、「生産者」と「サービス事業体」が同一主体となりますが、問題ありませんか。

A1 地域の中核的な生産者やその集合体（例えば青年農業者組合や集落営農組織等の任意団体）のような経営体が、スマート農機を自ら保有し、その農場においてスマート農機を利用するのと併せて、他の生産者に対し、スマート農機を貸し付けたり、スマート農機を活用して農作業を受託する等の農業支援サービスを実施する場合についても、スマート農機の稼働率の向上や稼働面積の拡大、導入・活用の際の費用の低減等の効果が期待される場合には、今回の実証テーマに即した取組になり得ると考えております。

その際、実証課題提案書においては、「生産者」と「テーマ別必須参画機関（新たなサービス事業を担う事業者（予定者を含む））」に同一の者を記載していただくことになります。

Q2 【新サービス】 令和元年度から令和2年度のスマート農業実証プロジェクトで導入した機械等について、令和3年度からの実証でシェアリングを行うことは可能ですか。

A2 令和3年度の実証テーマであるシェアリング等の「新サービス」の取組として、生産者の様々なニーズ・規模等に応じて農業支援サービスの活用により、スマート農業技術の導入・活用を促進する観点から、新しいビジネスモデルの策定等を目指して技術実証を行う場合、そのサービスの一部に、令和元年度から令和2年度のスマート農業実証プロジェクトで導入したスマート農機等を活用することは可能です。このため、令和元年度または令和2年度に既にシェアリング等の農業支援サービスの実証に取り組んでいる場合、これを単純延長する取組は認められません。

このように、従前の実証で導入したスマート農機等を活用して、新たな技術実証を行う場合、実証課題提案書の3(2)「実証するスマート農業技術の概要」の表中、最右欄に「既存」の機械等を活用する旨を記載し、括弧書きで（例：R1実証で導入）と説明を加えてください。

また、このような場合、シェアリング等の実証を新たに実施するのに必要な機械等の運搬費、整備費、データ収集等に必要の人件費等を計上することも可能です。

## Q&A(6) 実証テーマに係るご質問

Q3 【新サービス】生産者のニーズによって様々なスマート農機の提供を行うようなビジネスモデルの実証など、複数パターンの技術体系での実証が想定される場合、どのように効果を検証すればよいですか。

A3 農業支援サービスには、農作業の受託による労働支援、リースやシェアリング等によるスマート農機等の導入支援、スマート農機の操作等に必要となる人材提供、農産物のセンシングデータや経営データの高度化等の経営情報の提供等、様々なサービスが存在しており、農業者のニーズに対応して、様々なスマート農機を活用することも想定されます。

このため、農業支援サービスを活用して、複数の技術体系での実証が想定される場合には、それぞれの技術体系ごとに、中心となる経営体（1戸以上）を選定の上、それぞれの技術の効果検証に即したデータを取得してください。

Q4 【スマート商流】流通段階の実証を行う場合、物流の効率化・高度化等を狙いとして、公道における輸送用自動車の自動運転（無人運転）の実証を行うことは可能ですか。

A4 輸送用自動車の公道における自動運転（無人運転）技術の実証については、農場内や集荷・加工施設等での輸送用自動車への農産物の積載・搬出等に当たっての各種生産履歴情報の伝達や、車両や積荷の自動判別などの情報技術、積載作業そのものの自動化(機械化)等の技術については、農業・食品分野特有の課題と関連することから、その効果把握を行うことが、農産物の物流への影響把握に直結するものとして、実証対象とすることが可能です。

一方で、公共交通部門や物流部門等で、他省や自治体の施策等を活用して、様々な実証実験が進められている輸送用自動車の自動運転技術そのものの実証については、農業・食品分野特有の技術課題があるとはいえないため、本プロジェクトにおいて実証の対象とはしない方針です。

## Q&A(7) 実証テーマに係るご質問

Q5 【新サービス】スマート農機以外の機器について、例えば、広域的なシェアリングに必要となるスマート農機の運搬用トラック等、実証に必要な不可欠なものは、レンタル、リースでの調達が認められますか。

A5 新サービスの実証テーマにおいて、広域シェアリングを行うため、スマート農機の運搬用トラックをレンタルやリースにて調達していただくことは可能ですが、本実証の実施期間中、実証に必要な経費に限って事業費への計上が可能です。実施期間以外は自己負担になりますので、ご注意ください。

本Q&A以外の一般的なご質問につきましては、農研機構のHPに掲載しておりますので、下記リンクよりご参照ください。

[http://www.naro.affrc.go.jp/project/research\\_activities/files/smart-nougyou-project\\_koubo2021\\_qa.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/project/research_activities/files/smart-nougyou-project_koubo2021_qa.pdf)

# (参考)収集が必要なデータ(1)生産者の経営に係るデータ(全ての取組で必須)

## 生産者が収集するデータ(耕種の例)

基礎経営概要	経営耕地面積(自作地・借地)(田、畑、樹園地[うち未成園]、ハウス)
	労働力(家族・構成員、雇用)
	部門構成(作目、作付面積)
	機械及び施設(機械等の種類、規格、取得価額、耐用年数、補助金の比率等)
	販売費および一般管理費
実証試験、慣行栽培に伴うデータ	作目、品種、作型・栽培方法、作付面積、収穫量
	収益(作目ごと、主産物と副産物を区別した販売額および販売量、助成金)
	資材費(種苗、肥料、農業薬剤、その他の諸材料)、動力費、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、労働費(家族・雇用)、修繕費、減価償却費(建物、自動車、農機具、生産管理機器、果樹など) ※実証農場と作目ごとの資材使用量を記録。
	投下労働(作業名、作業時期、作業内容、使用機械名、作業人数、作業面積、作業時間等) ※毎日、日報を記録。実証農場と他の農場、経営する農場と作業受託を区別。
	ドローンで取得した画像等データ ※ドローンによるセンシングの取組を行う場合
会計記録(法人:決算書、個人:青色申告決算書) ※採択前年度の記録も提出してください	

※上記の他、実証グループで設定した実証課題及び個別技術の目標を達成・検証するために必要なデータ及び次ページに示す実証テーマごとに必要なデータを取得。

※提出いただくデータの詳細や記帳方法については、採択後調整します。

※データは実証プロジェクトの委託者である農研機構に帰属し、原則、個々の機械や農場を特定できない状態で、農林水産省も含め活用。

# (参考)収集が必要なデータ(2) 実証テーマごとに取得が必要なデータ

輸出	輸出先国（現地での取り扱い店舗、取組年数、品目、価格・数量、輸出元の産地・生産者数、輸出先から求められている品質要件（有機、GAP認証等）と出荷規格、輸出先までの商流・物流ルートと輸送時間、輸出経費（運送費、通関手続きの経費）等、目的に対応する項目。過去に輸出実績がある場合は技術導入前後で比較。
新サービス	○サービスの内容 サービスの種類（「ドローンのシェアリング」等）、サービスの利用内容（利用面積・時期・回数、想定価格等）、サービス対象生産者数、サービスの時期、回数、頻度（例：5月上旬～中旬：10日間、20生産者各1回ずつ防除、6月中旬：5日間、20生産者各1回ずつセンシング）、サービスの単価（設定価格）
	○サービスを受けた生産者へのアンケート サービスに対する利用者評価（妥当な利用料、利用して良かった点、今後の利用意向等）、課題とその解決策として考えられること等
スマート 商流	実証において関係する事業者（集出荷・調整、流通、加工、販売の各段階）ごとに、技術導入前後の実証品目の集出荷・加工・販売実績に関わるデータ（規格別の単価・数量等）
	実証品目の物流ルートと輸送時間、流通経費の実証前後の実績データ
	収集する消費者購買行動データの内容・収集方法
リモート化	リモート相談・指導に関する技術実証の場合：現地訪問に要する時間の実証前後比較、リモート化によって生じた課題等
	作業員の3密状態の低減に関する技術実証の場合、作業工程当たりの3密状態の時間の実証前後比較
強靱な 地域農業	防災・減災の場合：技術導入前の実績：防災・減災を想定する過去の災害の被害規模（被害範囲、損害額、物的被害量等）や復旧・復興に必要なとなった費用等
	導入後の実績（技術導入のための事業費用（導入規模に応じた費用）の試算結果等）

※上記の他、前ページの生産者の経営に係るデータ、実証グループで設定した実証課題及び個別技術の目標を達成・検証するために必要なデータを取得。

※新サービスにおいて、シェアリングやリース等に取り組むコンソーシアムでは、参画する生産者のうち、少なくとも1戸以上の生産者が前ページに示したデータを取得。

※提出いただくデータの詳細や記帳方法については、採択後調整します。

※データは実証プロジェクトの委託者である農研機構に帰属し、原則、個々の機械や農場を特定できない状態で、農林水産省も含め活用。

**【公募関係資料掲載先】**

公募に関する資料や詳細については、  
農研機構のホームページをご参照ください。  
(「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」及び  
「スマート農業加速化実証プロジェクト」の公募について)

**【問合せ先】**

○ 事業内容について

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

スマート農業実証プロジェクト推進チーム

E-mail: [smart\\_agri@maff.go.jp](mailto:smart_agri@maff.go.jp)

○ 公募手続等について

農研機構 スマート農業実証事業推進室

E-mail: [R3SmartAgri@ml.affrc.go.jp](mailto:R3SmartAgri@ml.affrc.go.jp)